

特定教育・保育施設の利用定員の変更について

本市域内に所在する特定教育・保育施設である「認定こども園ひかりこども園」について、子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日号外法律第 65 号）第 35 条第 2 項の規定に基づく利用定員の減少の届出がありました。また、「認定こども園藤井寺カトリック幼稚園」について、同法第 32 条第 1 項の規定に基づく利用定員の増加の申請及び同法第 35 条第 2 項の規定に基づく利用定員の減少の届出がありましたので、確認の変更を行います。このことについて、藤井寺市子ども・子育て会議にご報告します。

1. 利用定員

認定こども園ひかりこども園 利用定員

(単位：人)

	利用定員					
	1号	2号	3号			計
	3歳以上	3歳以上	0歳	1歳	2歳	
旧	15	<u>63</u>	6	<u>20</u>	<u>21</u>	<u>125</u>
新	15	<u>51</u>	6	<u>15</u>	<u>18</u>	<u>105</u>
(変動値)	(±0)	(-12)	(±0)	(-5)	(-3)	(-20)

認定こども園藤井寺カトリック幼稚園 利用定員

(単位：人)

	利用定員					
	1号	2号	3号			計
	3歳以上	3歳以上	0歳	1歳	2歳	
旧	90	<u>30</u>	0	0	<u>0</u>	120
新	90	<u>24</u>	0	0	<u>6</u>	120
(変動値)	(±0)	(-6)	(±0)	(±0)	(+6)	(±0)